

東近江行政組合の休日を定める条例

(平成3年6月28日)
(滋賀中部地域行政事務組合条例第10号)

改正 平成5年5月24日 条例第6号
平成10年3月12日 条例第1号

(組合の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、東近江行政組合（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に規定する日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

付 則（平成5年5月24日条例第6号 抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成5年6月1日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。